

テーマ : ファクタリング規制の動向

ファクタリングと利息制限法

ファクタリングとは、一般に、決済期日前に売掛債権を第三者に譲渡するなどの方法を用いて資金を調達する売掛債権買取業務のことを意味する。このファクタリングには、従来利息制限法の適用がないと解されており、また、二者間ファクタリングを利用して、買戻し特約を付することによって、実質的に利息制限法を大幅に超過する利率（ファクタリング手数料）での資金運用手段となっており、近時、問題が多発している。その背景には、平成12年の改正債権譲渡特例法によって、第三債務者の承諾を要せず包括的な債権譲渡登記が認められるようになり、事後的に債権譲渡通知を送れば登記時点での対抗要件が具備される取り扱いとなったことがある。なお、この点は、国税庁のホームページでもいわゆる租税回避行為として問題視されている。

ファクタリングに対する近時の規制内容

- ① 悪質なファクタリング業者のうち、給与ファクタリングについては、令和2年3月24日に東京地裁において、①実質的に利息制限法違反、出資法違反の貸金に該当する。②したがってファクタリング契約自体無効であり、ファクタリング業者からの返還請求は不法原因給付（民法708条）に該当する、として請求を棄却する判決がなされた（男澤聡子裁判官）。
- ② 上記判決ののち、刑事事件との関係では、ファクタリング契約の無効を前提として、貸金業者の登録なしに給与ファクタリングを行ったファクタリング業者が貸金業法違反で逮捕される事案も生じている。
- ③ さらに、金融庁は、上記判決に先立つ3月5日に、「給与債権ファクタリングについては、ファクタリング業者は使用者に給与の支払を請求できない。」とするノーアクションレターを公表しており、上記判決後には、「ファクタリングに関する注意喚起！」と題する書面を公表し、「経済的に貸付けと同様な機能を果たしていると思われるようなもの」については、貸金業に該当するおそれがあるとしている。

実務上の留意点

3月3日本レポート(21C31)においても報告したとおり、本来、債権の売買に利息制限法の適用がないとする判決は手形割引に関するものであったが、近時、約束手形自体廃止の方向性が打ち出されており、手形割引による資金調達が役割を終えた現在においては、そもそも債権売買を利息制限法の適用除外とする合理性は認められない。他方、中小ファクタリング業者による「手数料」は実質数百%に及ぶ事例があり、今後、ファクタリングに対する法的規制はますます強化されていくものと思われる。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.81 は、「忘れられる権利」(21C33)の予定(2021/5発行予定)としております。

以上